

## 夏季の大会運営【熱中症対策】について ver.2

令和7年6月21日  
成田市少年野球連盟

成田市少年野球連盟（以下「連盟」という。）は大会特別規則のほか、猛暑に起因する事故防止を目的として、夏季における大会運営上の留意事項（以下「熱中症対策」という。）を定める。

- 1 大会に出場するチーム関係者（代表者、監督、コーチ、選手、選手の保護者及び審判員等すべての者として、以下「チーム関係者」という。）は本熱中症対策に同意した者でなければならない。
- 2 チーム関係者は常に事故を防止するための対策を検討し、また実行しなければならない。
- 3 チーム関係者は大会当日のほか、過去を顧みて、猛暑に対応できる体力が十分に備わっていることを確認したうえで、自己の責任において大会に参加しなければならない。
- 4 チームを代表する者は、随時自チーム関係者の健康観察を実施し、帯同困難と判断される者があった場合は適切な処置を講じなければならない。
- 5 出場チームは事故防止または事故発生時に備え、熱中症予防等に有効とされる飲料、冷却用具及び医療品（体温計）等を常に携行しなければならない。
- 6 試合実施においては次の熱中症対策を講じる。
  - (1) 試合前
    - ア 試合出場が困難と判断したチームは、その旨を申し出ることができる。なお、その場合は当該チームが棄権したとしてコールド負けを適用する。
    - イ 試合前、審判員、両チーム監督及び主将の全員が集合した際（いわゆるトス時）、  
\*天気予報に関するウェブサイトを開覧し、成田市の気温が35℃に達していないことを確認したうえで試合実施を決定することとする。
    - ウ 上記イの確認において成田市の気温が35℃に達していることが判明した場合は、試合実施を取りやめる。
    - エ 成田市の気温が35℃に達していなくとも、今後の天気予報等の情報から試合実施が困難と主催者、連盟役員または球場責任者が判断した場合は、試合実施を取りやめることができる。
    - オ 上記ウ及びエの措置が講じられた場合は、以後その日に予定するすべての試合は実施せず、当該試合は後日実施することとする。
  - (2) 試合中
    - ア 2回裏及び4回裏終了後、各5分間水分補給等体力回復のための休憩時間を設ける。
    - イ 上記アのほか、攻撃側の打者1巡を目安に守備側の選手に対して、一時的に自チームのベンチ内において水分補給等をする時間を与える。また、これとは別にチーム関係者または連盟役員の求めに応じて休憩時間を設けることができる。

- ウ 上記ア及びイに要した時間は、大会特別規則に記載する「試合時間」に含むこととする。
- エ 上記ア及びイの時間帯は、ベンチ入りが認められた者以外の者がベンチ内に立ち入ることを認める。
- オ 大会特別規則に記載する「特別延長戦」は実施しない。同点により規定回数または試合時間満了を迎えた場合は、抽選により勝敗を決する。
- カ 試合継続が困難と判断したチームは、その旨を申し出ることができる。なお、その場合は当該チームが棄権したとしてコールド負けを適用する。
- キ 成田市の気温が35℃に達していなくとも、試合継続が困難と主催者、連盟役員または球場責任者が判断した場合は、試合を中断または中止することができる。なお、中断の判断がなされたものの当日中の再開が困難な場合は、中断した時点で大会特別規則に記載する「日没・降雨によるコールドゲーム」の取り扱いを適用する。
- (3) チームに帯同する者が審判員として対応する（いわゆる「帯同審判」）場合は、当該チームから各3名派遣しなければならない。そのうち各1名、計2名は不測の事態に備え、控えの審判員として待機することとする。なお、控えの審判員も熱中症対策に関する事項については、他の審判員と同等の役割を担うこととする。
- (4) その他、臨機応変に事故防止のための措置を講じる。
- 7 大会実施または継続が困難と主催者及び本連盟が判断した場合は、大会を中止することがある。
- 8 本熱中症対策は6月28日から10月末日までの間に実施する大会において適用する。なお、それ以外の期間であっても猛暑が予想される場合は検討し適用することとする。
- 9 大会期間中の事故に対して、本連盟は一切の責任を負わない。

※「天気予報に関するウェブサイト」とは、気象庁、Yahoo 天気、ウェザーニュース等、公共性の高い一般的なウェブサイトとする。なお、各ウェブサイトにおいて情報が相違する場合は、最も高い気温を示すウェブサイト情報を採用する。よって、1社でも35℃以上の気温を示した場合は、その情報をもとに対応することとする。